

決裁・供覧

件名	行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項に基づく開示決定について (豊中市野田町1501番)				文書番号 近財統一 1 第622号	
	別紙1 参照					
起案	起案日	平成29年5月18日		受付日		
	部署	財務省 近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官 1		決裁 決裁処理期限日		
				決裁日	平成29年5月25日	
	起案者	[REDACTED]		施行 施行処理期限日		
				施行日	平成29年5月29日	
	連絡先			施行先	【受信者】 [REDACTED]	
				施行者	【発信者】 近畿財務局長	
	分類名称	大分類	平成29年度行政文書開示請求		施行 取扱上の注意	
		中分類	開示決定等			
		名称(小分類)	決裁文書			
取扱区分	秘密区分	なし		格付け 格付け 保存 保存	機密性格付け	2
	秘密期間終了日				取扱制限	
	指定事由				行政文書保存期間	特定日以後5年
					保存期間満了時期	
決裁・供覧欄						
備考欄	文書日付：平成29年5月29日					

決 裁 ・ 供 覧 欄	近畿財務局 総務部 岸山 敏浩（総務部長）【済】
	近畿財務局 総務部 矢守 泰治（総務部次長）【済】
	近畿財務局 総務部 総務課 小西 慶典（総務課長）【済】
	近畿財務局 総務部 総務課 [REDACTED]（文書係長）【済】
	近畿財務局 総務部 業務管理課 前田 進一郎（業務管理課長）【済】
	近畿財務局 総務部 業務管理課 [REDACTED]（上席業務管理官）【済】
	近畿財務局 総務部 業務管理課 [REDACTED]【済】
	近畿財務局 総務部 業務管理課 [REDACTED]【済】
	近畿財務局 管財部 楠 敏志（管財部長）【済】
	近畿財務局 管財部 小西 真（次長）【済】
	近畿財務局 管財部 管財総括第一課 山田 修司（管財総括第一課長）【済】
	近畿財務局 管財部 管財総括第一課 [REDACTED]（国有財産総括専門官）【済】
	近畿財務局 管財部 管財総括第一課 [REDACTED]（国有財産管理官）【済】
	近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官 1 池田 靖（統括国有財産管理官）【済】
	近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官 1 [REDACTED]（上席国有財産管理官）【済】
	近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官 1 [REDACTED]（国有財産管理官）【済】
	近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官 1 [REDACTED]（国有財産管理官）【同報】
	近畿財務局 管財部 訟務課 國富 一郎（訟務課長）【同報】
	近畿財務局 管財部 訟務課 [REDACTED]（上席国有財産訟務官）【同報】
	近畿財務局 管財部 訟務課 [REDACTED]【同報】
	近畿財務局 管財部 訟務課 [REDACTED]【同報】

平成29年3月30日付で受理した行政文書開示請求書については、別添「情報公開事務審査票」のとおり開示（一部不開示）することが適当と認められるので、別案により開示請求者に対し通知してよろしいか。
また、行政文書の開示の実施方法等申出書の提出後は、別添開示文書のとおり、請求者に対して開示してよろしいか。

（開示する行政文書の名称）
豊中市野田町1501の国有地土地取引に関して2017年2月9日以降、近畿財務局と森友学園との会合、電話など応接録などメモ、ノート含む書類一切

伺
い
文

行政文書開示決定通知書

様

近畿財務局長 美並義人

平成29年3月30日付（平成29年3月30日受理）の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することと決定しましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

豊中市野田町 1501 の国有地土地取引に関して 2017 年 2 月 9 日以降、近畿財務局と森友学園との会合、電話など応接録などメモ、ノート含む書類一切

2 不開示とした部分とその理由

別紙のとおり

なお、本件事案に関する契約及び争訟に係る交渉記録については、その行政文書が存在しているか否かを明らかにするだけで、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある法第5条第6号ロの不開示情報を開示することになることから、法第8条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する不開示決定とした。

＊この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、財務大臣に対して審査請求をすることができます。

（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

* 同封の説明事項をお読みください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	算定基準（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（以下「施行令」という。）別表第1の下欄に定める額）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	納付する開示実施手数料（左記基本額－開示請求手数料300円（施行令第13条第1項第2号イに規定する開示請求手数料相当額）（施行令第13条第1項第2号ロ若しくは同号ハに規定する、行政機関の長が分担するものとして当該独立法人等と協議して定める額））
A4版文書 8枚 うち白黒文書 8枚 うちカラー文書 0枚	①閲覧	100枚までごとにつき100円	100円	無料
	②複写機によりすべて白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき10円	80円	無料
	③複写機により白黒とカラーをそれぞれ複写したものの交付	白黒は用紙1枚につき10円	80円	
		カラーは用紙1枚につき20円	0円	
		計	80円	無料
	④スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付	1枚につき100円に該当文書1枚ごとに10円を加えた額	180円	無料

（注）納付する開示実施手数料は、基本額（複数の開示の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）から300円（施行令第13条第1項第2号イに規定する開示請求手数料相当額）（施行令第13条第1項第2号ロ若しくは同号ハに規定する、行政機関の長が分担するものとして当該独立行政法人等と協議して定める額）を控除した金額となります（当該基本額が300円（施行令第13条第1項第2号イに規定する開示請求手数料相当額）（施行令第13条第1項第2号ロ若しくは同号ハに規定する、行政機関の長が分担するものとして当該独立行政法人等と協議して定める額）以下の場合には無料となります。）

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

平成29年5月30日から6月29日まで（土・日曜日等閉庁日を除く）

の9：00から16：30まで（昼休みを除く）

場所：大阪府中央区大手前4丁目1番76号

大阪合同庁舎4号館8階

近畿財務局 総務部 総務課

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込み額）

日数：「開示の実施の方法等に係る申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定

送付に要する費用（見込額）：通常郵便物（定形外） 140円

* 担当課等

（問い合わせ先） 近畿財務局 総務部 総務課

TEL：06-6949-6390

（文書主管課） 近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官（1）・訟務課

TEL：06-6949-6386・06-6949-6553

<説明事項>

1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から 30 日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、3 (1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100 頁ある文書について冒頭の 10 頁のみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の 10 頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。なお、一旦、全部閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から 30 日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

事務所における開示の実施を選択される場合は、3 (2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、「5 担当課等」に記載した担当までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の 1 週間前には、当方に届くようにご提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、上記申出書にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、送付に要する費用（郵便切手又は総務大臣が定めるこれに類する証票）が必要になります。

2 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が 300 円、施行令第 13 条第 1 項第 2 項イに規定する開示請求手数料相当額又は同号ロ若しくは同号ハに規定する、行政機関の長が分担するものとして当該独立行政法人等と協議して定める額までは無料、これらの金額を超える場合は当該額からこれらの金額を差し引いた額となります。

（例：開示請求手数料が 300 円の場合）

150 頁ある行政文書を閲覧する場合：

100 枚までごとにつき 100 円 → 基本額 200 円 → 手数料は無料

150 頁ある行政文書の写しの交付を受ける場合：

用紙 1 枚につき 10 円 → 基本額 1500 円 → 手数料は 1200 円

150 頁ある行政文書のうち 100 頁を閲覧し、20 頁について写しの交付を受ける場合（残りの 30 頁は開示を受けない）：

閲覧に係る基本額 100 円 + 写しの交付に係る基本額 200 円 = 計 300 円 → 手数料は無料

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求 1 件につき 2000 円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」に相当額の収入印紙をはって納付してください。

なお、手数料は原則として収入印紙による納付をお願いしておりますが、現金によることもできます。

3 不開示部分に係る審査請求等

開示しないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、財務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

4 開示の実施について

事務所における開示の実施を選択され、その旨「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をご持参ください。

5 担当課等

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、審査請求の方法等について、ご不明な点等がございましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。

不開示とした部分とその理由

(注) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」と記載する。)

対象文書名及び内容	不開示部分	根拠条文 (法第5条)	不開示とした理由
契約金額公表同意書 (平成29年2月9日)	契約相手方の印影	第2号イ	当該部分を公にした場合、印影が偽造され悪用されるおそれがあるなど、契約相手方の正当な利益を害するおそれがあるため
応接記録 (平成29年2月13日)	学校法人森友学園の代理人弁護士の氏名		当該部分を公にした場合、当該弁護士に問い合わせが殺到するおそれがあるなど、当該弁護士の正当な利益を害するおそれがあるため
応接記録 (平成29年2月14日)	学校法人森友学園の代理人弁護士の氏名 新聞記者の氏名		当該部分を公にした場合、当該弁護士及び当該記者に問い合わせが殺到するおそれがあるなど、当該弁護士及び当該記者の正当な利益を害するおそれがあるため
応接記録 (平成29年3月10日)	学校法人森友学園の代理人弁護士が所属する法律事務所名及び代理人弁護士の氏名		当該部分を公にした場合、当該弁護士に問い合わせが殺到するおそれがあるなど、当該弁護士の正当な利益を害するおそれがあるため
通知書 (平成29年3月12日付近財統－1第264号)	学校法人森友学園の代理人弁護士が所属する法律事務所の所在地、事務所名及び代理人弁護士の氏名		当該部分を公にした場合、当該弁護士に問い合わせが殺到するおそれがあるなど、当該弁護士の正当な利益を害するおそれがあるため
お知らせ(契約金額公表同意書添付) (平成29年3月24日付近財訟第20号)	メールアドレス及びFAX番号	第6号	公表していない当該部分を公にすることにより、みだりに問い合わせが寄せられるおそれがあるなど、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

行政文書の開示の実施方法等申出書

近畿財務局長 殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 14 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 行政文書開示決定通知書の番号等

* 日 付 平成 29 年 月 日
文書番号 近財統－1 第 号

2 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものに○印を付してください。

行政文書の名称	種類・量	実施の方法	
			①全部 ②一部 ()
豊中市野田町 1501 の国有地 土地取引に関して 2017 年 2 月 9 日以降、近畿財務局と森 友学園との会合、電話など応 接録などメモ、ノート含む書 類一切	A 4 版文書	1 閲覧	①全部 ②一部 ()
	6 枚	2 写しの交付（白黒）	①全部 ②一部 ()
	うち白黒文書 6 枚	3 写しの交付（白黒 とカラー）	①全部 ②一部 ()
	うちカラー文書 0 枚	4 スキャナにより読 み取ってできた電磁 的記録を光ディスク に複写したものの交 付	①全部 ②一部 ()

3 開示の実施を希望する日

4 「写しの送付」の希望の有無 有 : 無

同封する郵便切手

円

開示実施手数料 _____ 円	ここに収入印紙をはってください。 (消印はしないでください。)	金額 _____ 円
		領収証書番号 _____

* 開示実施手数料が無料であり、かつ、開示請求書に記載された開示の実施の方法等に変更がなければ、この申出書を提出する必要はありませんが、開示の実施手続のため、変更がない旨を下記担当課等までご連絡ください。

* 担当課等（問い合わせ先）近畿財務局 総務部 総務課 TEL 06-6949-6390

（文書主管課） 近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官（1）・訟務課

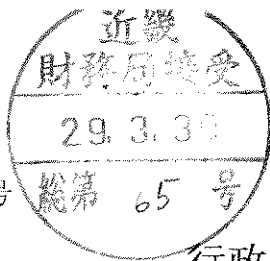
TEL 06-6949-6386・06-6949-6553

請求者等の住所（所在地） 及び氏名（名称）	住 所	〒		
	氏 名			
	電 話	TEL・Fax ・		
	備 考			
請求に係る行政文書の件名	豊中市野田町1501の国有地土地取引に関して2017年2月9日以降、近畿財務局と森友学園との会合、電話など応接録などメモ、ノート含む書類一切			
受 理 年 月 日	平成29年3月30日			
主 管 課 等	・管財部 統括国有財産管理官（1） ・担当者 内線			
開示請求書の補正を要した場合 の日数等	補正に要した日数 0日（決定期限予定 5月1日）			
決 定 期 間 延 長 通 知 書 の 送 付 日 等	送 付 日	平成29年4月28日		
	延長理由	開示決定の審査等に時間を要するため		
	延長期限	平成29年5月29日（延長期間30日）		
期 限 延 長 の 特 例	送 付 日	平成 年 月 日		
	延長理由			
	延長期限	平成 年 月 日（延長期間 日）		
第三者情報の調査手続 （意見書提出に係る適用条項 法第13条第1項 任意 法第13条第2項 必要	照 会 先			
	内 容			
	照 会 日			
	回 答 日			
事 案 の 移 送	結果通知			
	移 送 先		移送年月日	
開示判定等審査委員会	開催日・	平成 年 月 日		
	結 果			
本 省 地 方 課 へ の 照 会	概 要	平成 年 月 日		
開 示 可 否 の 決 定 等	1 開示 ② 一部開示 3 不開示 4 存否 5 不存在	〔理由〕 別紙のとおり		
	決 定 書 等 の 送 付	平成 年 月 日		
開 示 の 実 施	実 施 日	平成 年 月 日		
	手 数 料	閲覧 件 円	写し 枚 円	
	郵 送 等	有・無	送付に要する費用	未・済（受領日・・・円切手・証票）
備 考	本件の開示請求の対象となる文書については、請求時点（3月30日）において当局が保有している文書である。 また、本件の開示対象となる文書の一部をグローマー拒否の対象とする。			

不開示とした部分とその理由

(注) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」と記載する。)

対象文書名及び内容	不開示部分	根拠条文 (法第5条)	不開示とした理由
契約金額公表同意書 (平成29年2月9日)	契約相手方の印影	第2号イ	当該部分を公にした場合、印影が偽造され悪用されるおそれがあるなど、契約相手方の正当な利益を害するおそれがあるため
応接記録 (平成29年2月13日)	学校法人森友学園の代理人弁護士の氏名		当該部分を公にした場合、当該弁護士に問い合わせが殺到するおそれがあるなど、当該弁護士の正当な利益を害するおそれがあるため
応接記録 (平成29年2月14日)	学校法人森友学園の代理人弁護士の氏名 新聞記者の氏名		当該部分を公にした場合、当該弁護士及び当該記者に問い合わせが殺到するおそれがあるなど、当該弁護士及び当該記者の正当な利益を害するおそれがあるため
応接記録 (平成29年3月10日)	学校法人森友学園の代理人弁護士が所属する法律事務所名及び代理人弁護士の氏名		当該部分を公にした場合、当該弁護士に問い合わせが殺到するおそれがあるなど、当該弁護士の正当な利益を害するおそれがあるため
通知書 (平成29年3月12日付近財統一1第264号)	学校法人森友学園の代理人弁護士が所属する法律事務所の所在地、事務所名及び代理人弁護士の氏名		当該部分を公にした場合、当該弁護士に問い合わせが殺到するおそれがあるなど、当該弁護士の正当な利益を害するおそれがあるため
お知らせ(契約金額公表同意書添付) (平成29年3月24日付近財訟第20号)	メールアドレス及びFAX番号	第6号	公表していない当該部分を公にすることにより、みだりに問い合わせが寄せられるおそれがあるなど、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため



別紙様式第1号

総第 65 号

平成 29 年 3 月 30 日

行政文書開示請求書

近畿財務局長 殿

(フリガナ)

氏名又は名称 (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

住所又は居所 (法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)

〒

連絡先

(連絡先が上記の本人以外の場合には、連絡担当者の住所・氏名・電話番号等)

TEL (FAX)

(FAX)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (平成11年法律第42号) 第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1 請求する行政文書の名称等

(請求する行政文書が特定できるよう、行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。)

豊中市野田町1501の国有地土地取引に因り
2017年2月9日以降、近畿財務局と森友学園との合合、電話などによるやり取り
メモ、ノート含む書類一切。

2 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法を記載してください

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他 ()

<実施の希望日> 平成 年 月 日

イ 写しの送付を希望する。(*別途郵送料が必要です。)

開示請求手数料 行政文書1件につき300円	 ください。 (消印は 29.3.30 さい。)	金額 円 領収証書番号
--------------------------	--------------------------------	----------------

*この欄は記入しないでください

担当課等	部 (所)	課	TEL	(内)
備考				

平成 29 年 2 月 9 日

近畿財務局長 殿

大阪市淀川区塚本一丁目6番25号

住 所 学校法人 森友学園

氏 名 理事長 龍池 康博

契約金額公表同意書

貴局と平成28年6月20日付ES第28号「国有財産売買契約書」にて売買契約を締結した下記財産について、契約金額を公表することに同意します。

記

所 在 地 : 豊中市野田町1501番

区分・数量 : 土地・8,770.43㎡

契約金額 : 金134,000,000円

機密性 2
職員限り

平成 29 年 2 月 13 日
1 年未満(平成28年度末まで)
統括国有財産管理官(1)

応接記録

○応接日時 平成29年2月13日(月) 19:40～20:00

○応接方法 ☐来訪・☐訪問・☐架電・☒受電・☐その他

○相手方 学校法人森友学園 籠池理事長

○当 方 統括国有財産管理官(1) 池田統括

【財産概要】

豊中市野田町1501番地、土地：8,770.43㎡(大阪航空局処分依頼財産)

【応接概要】

本日、森友学園から取材対応状況について報告。以下のとおり。

【森友学園に対する取材状況】

①8:30 朝日新聞、②9:00 毎日放送、③10:30 読売テレビ、④11:15 朝日放送、
⑤12:00 NHK、⑥13:00 FRIDAY、⑦14:00 共同通信、⑧15:00 関西テレビ、
⑨15:30 集英社、⑩15:45 週刊新潮、⑪16:30 週刊文春、⑫18:30 読売新聞

○本日 弁護士同席で対応。学校の運営方針(どういう理念で子供を育てるのか)について聞かれたので、きちんとした子供を育てる、これが重要と認識していると回答した。

(以上)

応接記録

○応接日時 平成 29 年 2 月 14 日（火） 8 : 30 ~ 8 : 45

○応接方法 ☐ 来訪・☐ 訪問・☒ 架電・☐ 受電・☐ その他

○相手方 学校法人森友学園 籠池理事長

○当 方 統括国有財産管理官（1）池田統括

【財産概要】

豊中市野田町 1501 番地、土地 : 8,770.43㎡（大阪航空局処分依頼財産）

【応接概要】

当 方）今朝の朝日新聞の掲載内容について、「実際の撤去費相当額について、理事長が 1 億円くらいと話している」との事実関係を確認。

相手方）「一億ぐらいいはかかっているかな～、しかし、詳細は不明でわからない」と話していると思う。そんな金額では到底足りないと思っている。
将来的な対応まで考慮すると 8 億で足りるかとも思っているくらいだ。

当 方）朝日の記事は事実誤認であると理解してよろしいですか。

相手方）そのとおりでよい。

○同日、13 : 20 ~ 13 : 30 ■■■ 弁護士より受電

相手方）今、私から朝日新聞の■■■記者に申し入れを行った。

内容は、昨日午前中に取材を受けた件で、今朝の朝刊において記事の冒頭、学園「ごみ撤去、約 1 億円」と掲載されているが、本件は事実誤認である旨伝えた。

（以上）

【機密性 2 情報】
【職員限り】

2017 年 3 月 10 日
1 年未満（平成 28 年度末まで）
管財部・統括官(1)

応接記録

○日 時： 平成 29 年 3 月 10 日（金）15：30 ～ 15：35

○応接方法： ☐来訪 ☐往訪 ☐受電 ☒架電

○先 方： ■■■法律事務所 ■■■弁護士（森友学園代理人）

○当 方： 統括国有財産管理官 池田統括

【概要】

本日、森友学園の小学校設置認可申請取り下げとの情報に接し、代理人である■■■弁護士に事実関係を確認したもの。

応接概要は、下記のとおり。

【応答内容】

当方）本日、森友学園が小学校設置認可申請を取り下げたと聞いたが事実関係如何。

■■■弁護士）昨日、理事長と相談の上で判断し、今朝、取下げ書を提出した。

今は会見準備等があるので電話を切らせていただく。

当方）了解。

近 財 統 - 1 第 2 6 4 号

平 成 2 9 年 3 月 1 2 日

学校法人森友学園（理事長 籠池 康博）

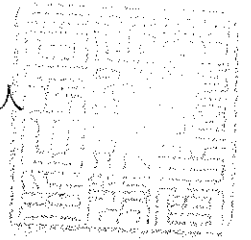
代理人弁護士 [REDACTED] 殿

通知人 大阪府中央区大手前四丁目1番76

号 大阪合同庁舎第4号館

国 契約担当官 近畿財務局長

美並義人



通 知 書

平成28年6月20日付ES第28号「国有財産売買契約書」で国と貴学園との間で売買契約を締結した下記の土地について、同契約書第23条第1項で、貴学園は指定期日である平成29年3月31日までに、指定用途に供さなければならないことを定めています。

貴学園において、下記の土地を指定期日までに指定用途に供することができない場合は、契約に定める義務を履行しないものとして、国は、貴学園に対して、同契約書第30

条に定める違約金の請求のほか，同契約書第
26条に定める土地の買戻し又は同契約書第
32条に定める契約解除の権利を行使し，同
契約書第34条に定める下記の土地の原状回
復を求める予定であることを，あらかじめ通
知します。

なお，国が今後執る対応については，本通
知書記載の内容に制限されるものではありません。

記

土地の表示

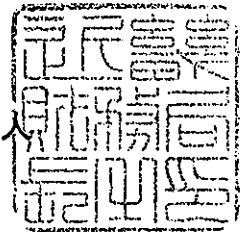
所在	大阪府豊中市野田町
地番	1501番
地目	宅地
地積	8770.43平方メートル

近 財 訟 第 2 0 号
平成29年3月24日

大阪市淀川区塚本一丁目6番25号

学校法人森友学園 理事長 籠池 康博 殿

近畿財務局長 美 並 義 人



お 知 ら せ

衆議院及び参議院から要求されたため、貴学園から平成29年2月9日付で提出された「契約金額公表同意書」を、別添のとおり印影を不開示にして、早ければ3月27日（月）に提出することといたしました。

提出することについて、考慮すべき特段の事情があれば、その旨を3月26日（日）17：00までに、下記メールアドレスまたはFAX番号宛てに連絡して下さい。

記

メールアドレス :



FAX番号 :



平成 29 年 2 月 9 日

近畿財務局長 殿

大阪市淀川区塚本一丁目6番25号

住 所 学校法人 森友学園

氏 名 理事長 龍池 康十郎

契約金額公表同意書

貴局と平成28年6月20日付ES第28号「国有財産売買契約書」にて売買契約を締結した下記財産について、契約金額を公表することに同意します。

記

所 在 地 : 豊中市野田町1501番

区分・数量 : 土地・8,770.43㎡

契約金額 : 金134,000,000円